



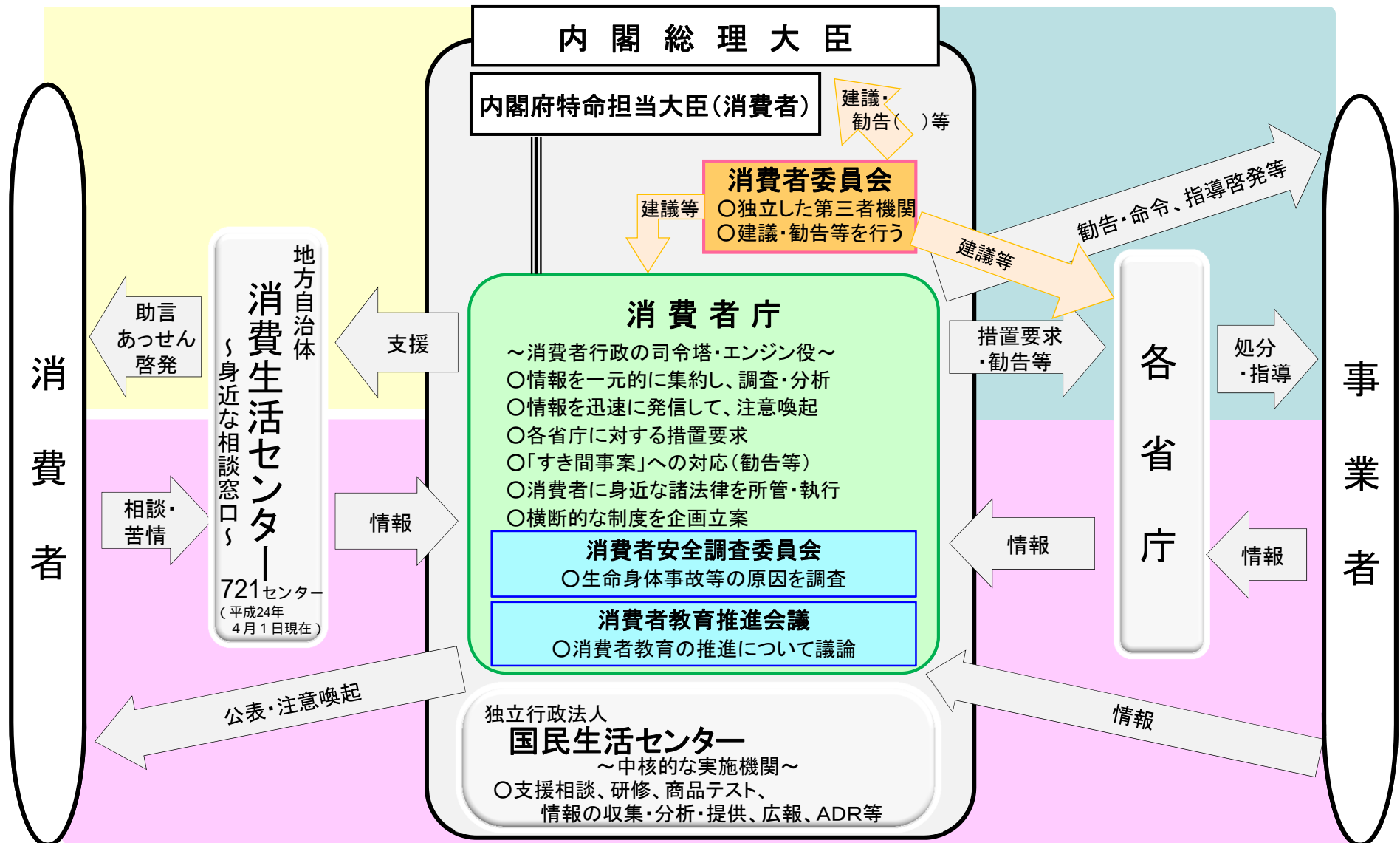
第8回地方消費者委員会(札幌) 消費者庁における製品安全の取組について

平成25年5月25日(土)

消費者庁消費者安全課長 宗林さおり

1. 消費者行政の体制

○各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われるなか、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故が表面化
 ○こうした社会状況を踏まえて、これまでの行政をパラダイム転換するため、消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」として、平成21年9月1日に消費者庁が発足



勧告は内閣総理大臣に対して行う

2. 消費者安全課の主な業務について

1. 重大事故情報等の収集、集約及び公表

○消費者安全法に基づいて関係省庁及び自治体から通知される消費者事故等に関する情報については、週1回(木曜)に公表 「重大事故等」の件数:686件(H24年度下半期、前年同期 10.9%)

○消費生活用製品安全法に基づいて事業者から報告された重大製品事故に関する情報について、消費生活用製品の名称、型式及び事故の内容等を毎週2回(火曜、金曜)に公表

「重大製品事故」の件数:592件(H24年度下半期、前年同期 17.4%)

2. 入手情報の点検、必要に応じた注意喚起・法執行

○消費者安全法及び消費生活用製品安全法による事故情報の通知・報告に加え、医療機関ネットワーク、事故情報データベース、NITE事故情報等の事故情報を一元的に集約

集約された事故情報の件数:約26,000件(H23年度)

医療機関ネットワーク:24病院の協力を得て、消費生活上の事故情報を収集。必要に応じ、現場調査を行い、注意喚起等取組につなげる。

○消費者安全課内に設置された「入手情報点検チーム」において、日々、点検し、対応すべき事案の抽出等を行い、必要に応じて、注意喚起等を実施

○消費者安全法に係る「すき間事案」の執行

3. 食品安全基本法に基づくリスクコミュニケーションの実施

○食品中の放射性物質に関する情報共有、正確な理解の促進を図るため、広く消費者の参加を求め、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しながら、全国各地で意見交換会等のリスクコミュニケーションを実施

開催実績:175箇所(H24年度)、45箇所(H23年度)



食品と放射能を巡る
最新の情報を提供!

2 . 消費者安全課の主な業務について

4 . リコール情報の周知に向けた取組

○各省庁がそれぞれ公表していたリコール情報を収集し、一元化して提供する「消費者庁リコール情報サイト」を運営

「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」をリコールメールサービスでお知らせ（「リコール情報 from 消費者庁」）

○消費生活用製品安全法における定期公表の際にリコール情報を掲載

Hot Topic : 経産省と連携し、リコール情報の周知に向けた取組を強化（H25年4月26日）

<メールサービスの登録方法>

- ①下記のURLからご登録ください
<http://www.recall.go.jp/>（パソコン用）
<http://www.recall.go.jp/m/>（携帯電話用）
- ②画面に従って登録（仮登録完了）
- ③仮登録後に登録確認メールが送信されますので、登録確認メールに記載のURLをクリック（本登録完了）

5 . 消費者安全調査委員会の運営

○平成24年8月、消費者安全法の一部を改正する法律が成立。同年10月、消費者安全調査委員会が設置。
○調査委員会は、生命・身体被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発・拡大の防止のために講ずべき、施策・措置について勧告・意見具申を行う。

※Hot Topic : 消費者安全調査委員会の活動

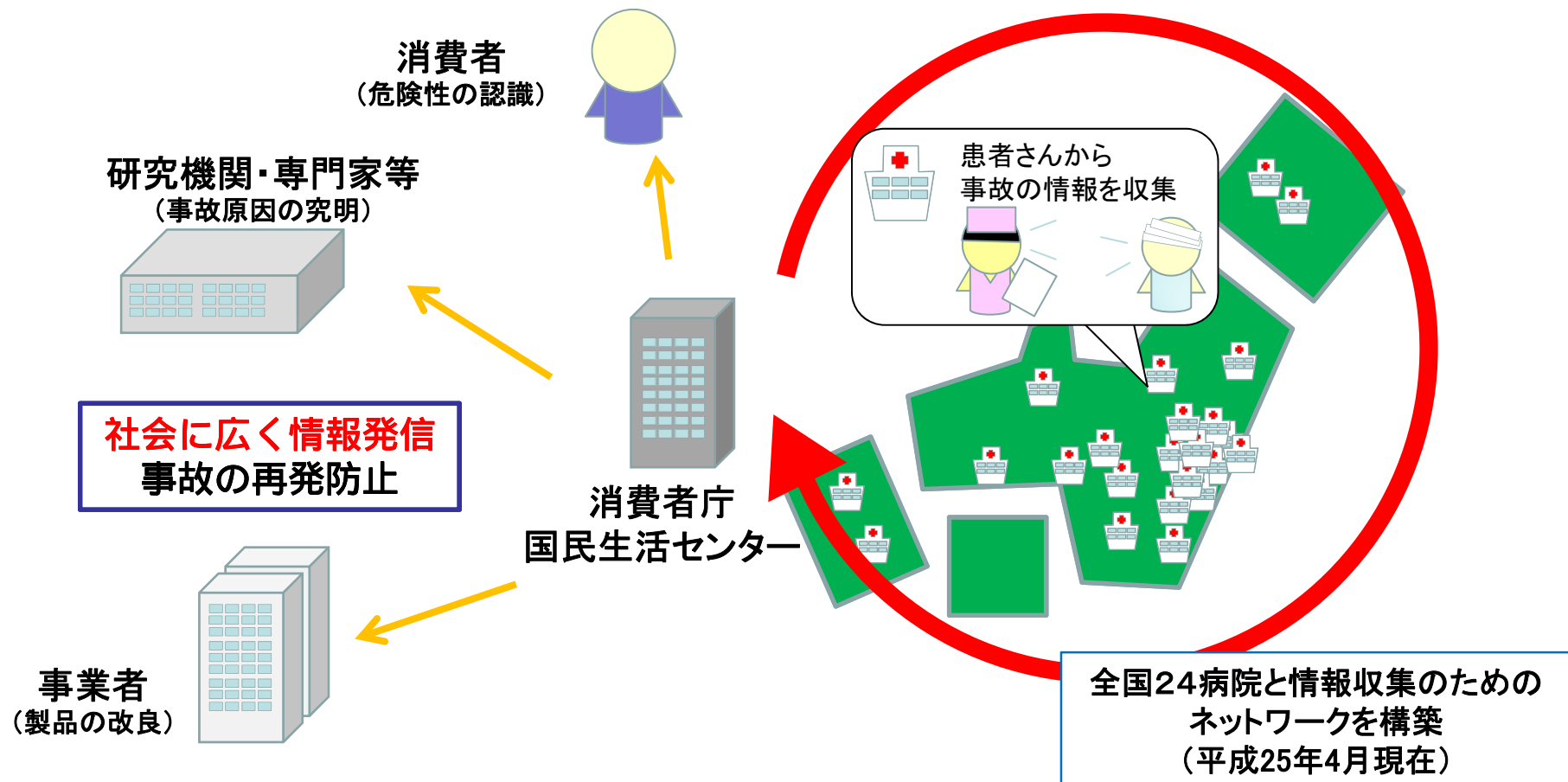
①第1回（平成24年10月）において、「消費者安全調査委員会運営規程」、「事故調査 部会」等の設置、「事故等原因調査等の対象の選定指針」を決定。

②第2回（平成24年11月）以降、月1回開催し、これまでに、エレベーター事故、ガス瞬間湯沸かし器によりCO中毒事故、エスカレーター事故等5件の事故を選定。

12月以降、担当の専門委員を中心に事故調査部会において調査等を行っている。

3. 医療機関ネットワーク事業

- 消費生活において生命又は身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を利用した被害者から、消費者の不注意や誤った使い方も含めて事故の情報を幅広く収集。
- 省庁横断的な取組が必要な事故や、いわゆるすき間事案に係る事故、被害の拡大が懸念される事故等をいち早く抽出し、注意喚起の実施など再発防止に活用。



4. リコール情報サイト

各省庁や公的機関に届出等があったリコール情報を一元的に集約して提供。



- 国土交通省・・・【道路運送車両法】車両
- 厚生労働省・・・【薬事法】医薬品、化粧品等
【食品衛生法】食品(表示以外)
- 経済産業省・・・【消費生活用製品安全法】
住居品、光熱水品、建物・設備、
家電製品、文具・娯楽品、被服品、
乗り物(自転車・ベビーカー等)

- 農林水産省・・・【JAS法】食品
- 消費者庁・・・【消費者安全法】
【食品衛生法】食品(表示)

5 . 食品と放射能に関する取組

～ 風評被害に関する消費者意識の調査の結果 ～

1 概要

(1) 調査目的

福島県を含めた被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を調査し、効果的なリスクコミュニケーションの実施など各般の風評被害対策に役立てる。

(2) 調査期間・対象・調査方法・対象地域

- ① 平成25年2月14日(木)～15日(金)実施
- ② 調査対象・方法:20～60代の男女、インターネット調査
(有効回答数5,176人)
- ③ 対象地域:被災県及び被災県産農林水産物の主要仕向先県庁所在地等
(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都23区、
神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市)

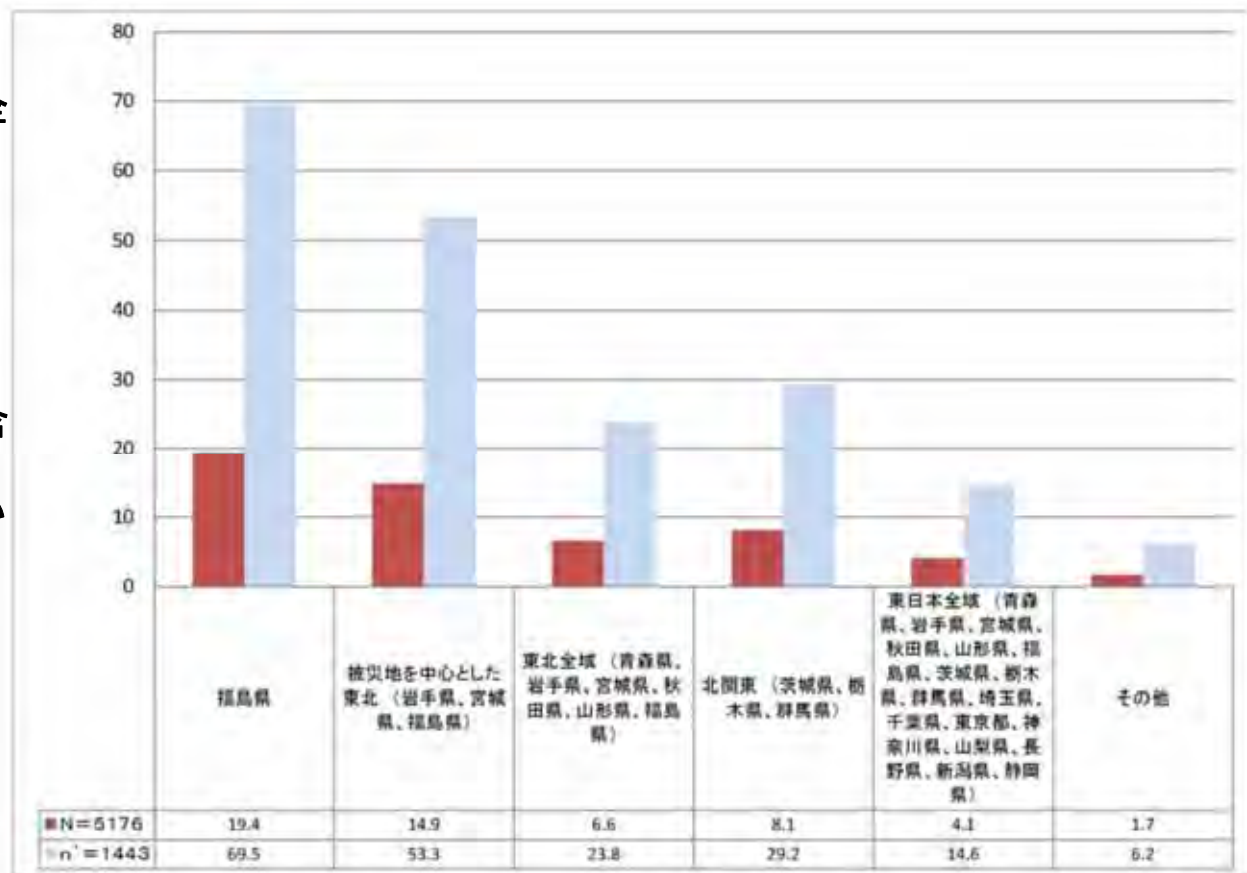
5 . 食品と放射能に関する取組

(参考)

Q12 食品を買うことをためらう産地を次の中から選んでください。
(回答はいくつでも) (n' = 1443)

福島県産品の購入をためらう方は、全体(N=5176・総数)では2割以下(19%)が、被災三県(福島県、宮城県及び岩手県)産品の購入をためらう方は全体の1割程度(15%)がそれぞれ該当する。

Q10(n=3531)で「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」を選んだ方(40.9%、1443人)について、「産地を気にする・どちらかといえば気にする」と回答し、「放射性物質が含まれていない食品を買いたい」と回答した方々の中では、「福島産」69.5%、「被災地を中心とした東北(岩手県、宮城県、福島県)」53.3%、「北関東(茨城県、栃木県、群馬県)」29.2%である。



2 調査結果のポイント

- (1) 食品を購入する際に、産地を気にする方7割。
理由は、「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」と答えた方がトップで4割。
- (2) 基準値100ベクレルは、生涯食べ続けても安全な、十分に小さなレベルであることを理解していると答えた方は3割にとどまる。
- (3) 福島県産品の購入をためらう方は全体で2割以下(19%)、被災三県(福島県、宮城県及び岩手県)産品の購入をためらう方は全体の1割程度(15%)。
しかしながら、「産地を気にする・どちらかといえば気にする」と回答し、「放射性物質が含まれていない食品を買いたい」と回答した方々の中では7割程度(同5割程度)。
- (4) 食品と放射能に関する情報は、「テレビ・ラジオ」から得ている方が5割。

3 今後の方策

リスクコミュニケーションの内容(基準値の意味等)や、消費者が情報を入
手している媒体(テレビ・ラジオ等)を活用した情報発信等について検討。